

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 8 年 8 月 7 日受付分)

特定非営利活動法人 Restart Business Academy

縦覧期間

令和 8 年 8 月 7 日 (金) から
令和 8 年 8 月 21 日 (金) まで

特定非営利活動法人 Restart Business Academy 定款

・第1章 総則

・（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Restart Business Academy という。読み方はリスタートビジネスアカデミーという。

・（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県宝塚市千種3丁目16番21号に置く。

・第2章 目的及び事業

・（目的）

第3条 この法人は、社会的・経済的に不遇な状況にある若者、シングルマザー、アスリート等に対して、ビジネススキルの教育及び職業能力の開発を行い、その自立と社会参加を支援することを目的とする。

・（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

・（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①簿記・会計、ICT、ビジネス英会話等のビジネススキルに関する講座・セミナー・研修の開催
 - ②就労支援プログラム及びキャリア相談・メンタリングの実施
 - ③元アスリートや子育て世代、不遇な環境にある若者等のキャリア形成支援
 - ④教育プログラム及び教材の開発並びに提供

⑤その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

①企業・団体等を対象とした研修、講演、コンサルティング等の事業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

・第3章 会員

・（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

・（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 この法人の目的に賛同し、入会を希望するものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

・（入会金及び会費）

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

・（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

・（退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

・（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

・（抛出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

・第4章 役員及び職員

・（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1名を副理事長とする。

・（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

・（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業

務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

・（任期等）

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

・（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

・（解任）

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

・（報酬等）

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が

役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

・（職員）

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

・（種別）

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

・（構成）

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

・（権能）

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

・（開催）

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

・（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

・（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

・（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

・（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

・（表決権など）

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条及び前条第2項、次条第1項第3号及び第49条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

・（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者が
ある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押
印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示
をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記
載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

・第6章 理事会

・（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

・（権能）

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項

- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

・（開催）

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

・（招集）

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

・（議長）

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

・（定足数）

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

・（議決）

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

・（表決権等）

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

・（議事録）

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

・ 第 7 章 資産及び会計等

・（資産の構成）

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

・（資産の管理）

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

・（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- ・（会計の区分）

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

- ・（事業年度）

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- ・（事業計画及び予算）

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

- ・（暫定予算）

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

- ・（予算の追加及び更正）

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

- ・（事業報告及び決算）

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

- ・ 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

- ・（定款の変更）

第 49 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄

庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

・（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

・（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち国または地方公共団体に譲渡するものとする。

・（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

・第9章 公告

・（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

・第10章 雑則

・（施行細則）

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

・附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	中田 彩
副理事長	中田 真好
理事	板場 衣世
同	福長 久美子
同	ラムチヤンダニ 智子
監事	余田 未生

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

① 入会金 0円

② 年会費 0円

(2) 賛助会員

① 入会金 0円

② 年会費 0円

役員名簿

特定非営利活動法人 Restart Business Academy

役 名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	なかた あや		有
	中田 彩		
副理事長	なかた まさよし		無
	中田 真好		
理事	いたば きぬよ		無
	板場 衣世		
理事	ふくなが くみこ		無
	福長 久美子		
理事	ラムチャンダニ と もこ		無
	ラムチャンダ ニ 智子		
監事	よでん みお		有
	余田 未生		

設立趣旨書

1 趣 旨

近年、日本において経済的事情・家庭環境・競技活動等を背景に、ビジネススキル教育へのアクセスが困難な若年層やシングルマザー、アスリートを中心に、キャリア形成や経済的自立への不安が高まっています。実社会で必要とされる基礎的なビジネスリテラシーを体系的に学ぶ機会は依然として限られており、学び直しやキャリア再構築の選択肢が狭まるという課題が存在しています。

設立者はこれまで7,500人以上に対して簿記・会計の指導を行ってきました。簿記・会計はあらゆる業種・職種に共通するビジネスリテラシーの基盤であり、その習得はビジネス関連資格の取得、さらには就業機会の拡大や賃金水準の向上へとつながるケースが多く見られました。こうした経験から、実践的なビジネス教育と資格取得支援が、個人の経済的自立と社会参加への意欲を高める上で重要な役割を果たすと確信しています。

これらの実践を踏まえ、今後は簿記・会計にとどまらず、ITリテラシー・デジタルスキル・英語・ビジネスマナー・税務基礎等を含めた総合的なビジネス教育を展開し、教育機会にアクセスしにくい層に対して再挑戦の機会を提供していきます。

継続的かつ安定的な支援を実現するためには、行政・大学・企業等との連携強化が不可欠です。本活動は営利を目的とするものではなく、広く市民の参画と支援を得ながら公益的に推進されるべきものであることから、特定非営利活動法人としての法人格取得が最適と判断しました。

法人化により、企業研修事業の収益を活用して無償または低廉な学習機会を提供するとともに、行政・教育機関との協働を通じて持続可能な支援体制を構築します。本法人は、実践的なビジネス教育を通じて誰もが再挑戦できる社会の実現を目指し、個人の経済的自立と社会参加の促進、および地域社会の発展に寄与することを目的として設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

2024年4月 簿記・会計教育に関する研究および教育実践開始
2024年4月 大学における簿記教育の改善に関する授業実践を実施
2025年1月 企業向け研修プログラムの企画・試行開始
2025年1月 ビジネス教育を軸とした社会貢献活動の検討開始
2026年1月 任意団体として **Restart Business Academy** 設立準備開始
2026年4月 発起人会開催、定款案および事業計画案の策定
2026年6月 設立総会開催

2026年 6月 17 日

特定非営利活動法人 **Restart Business Academy**
設立代表者

氏名 中田 彩

2026 年度事業計画書

特定非営利活動法人 Restart Business Academy

1. 基本方針

本年度は、特定非営利活動法人 Restart Business Academy の設立初年度として、既存 NPO・地域支援機関との連携を主軸に事業を立ち上げる。社会的・経済的に不遇な状況にあり経済的自立を志す若者、シングルマザー、アスリート等に対するビジネススキル教育と就労支援を無償で提供しながら、企業向け研修事業を収益基盤として整備し、持続可能な運営体制を構築する。また、本法人は主として兵庫県内を活動拠点とし、オンラインにより全国対応を行う。

なお、設立認証取得後、設立登記は 2026 年度内（同年 11 月～12 月頃を予定）となる見込みであり、会計年度終了（2027 年 3 月 31 日）までの実質的な活動期間は約 3～4 ヶ月となる。

このため本年度は、事業の本格稼働よりも基盤整備と連携構築を最優先とする。既存 NPO・地域支援機関との連携協定の締結準備、企業研修事業の営業活動の開始、および補助金・助成金の情報収集と申請準備を主な活動とし、認証取得後の限られた期間内で可能な範囲の事業実施を目指す。

収益事業については、設立認証取得後に企業研修の営業を開始し、年度内に 2 件の受注を目標とする。補助金・助成金については、設立直後のため申請・採択が本年度内に完結するものは少なく、次年度以降の申請に向けた準備期間と位置づける。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
①簿記・会計、ICT、ビジネス英会話等のビジネススキルに関する講座・セミナー・研修の開催	他 NPO 法人（認定 NPO 法人若者メンタルサポート協会など）との連携による、支援対象者へのビジネススキル講座（簿記・会計、初級 PC、AI 利用、接客英語、日常の薬学、万が一の救命など各種）の提供及びキャリア相談 ●1 回あたりの時間（例：90 分×全 5 回※講座内容により変動） ●形式（講義＋演習＋個別相談） ●成果（就労意欲向上・スキル習得）	2026 年 12 月～2027 年 3 月 開催回数 3 回（最大 5 回）	兵庫県（オンライン全国対応）	経済的・環境的困難を抱える若者（約 50 名）	0 円
②就労支援	地元 NPO 法人（認定 NPO	2026 年 12	兵庫県（オ	経済的自	0 円

プログラム及びキャリア相談・メンタリングの実施	法人宝塚 NPO センターなど）との連携による、支援対象者へのビジネススキル講座（講座内容・形式は上記と同様）の提供及びキャリア相談	月 ～ 2027 年 3 月 開催回数 3 回（最大 5 回）	ンライン 全国対応)	立を望む シングル マザー（約 30 名）	
③元アスリートや子育て世代、不遇な環境にある若者等のキャリア形成支援	大学・スポーツ団体との連携による、支援対象者へのビジネススキル講座（講座内容・形式は上記と同様）の提供及びキャリア相談	2026 年 12 月 ～ 2027 年 3 月 開催回数 3 回（最大 5 回）	兵庫県(オ ンライン 全国対応)	経済的自 立を望む アスリー ト（約 20 名）	0 円
④教育プログラム及び教材の開発並びに提供	支援対象者向けテキスト開発 ・簿記・会計講座のテキスト ・接客英語テキスト ・PC 入門テキスト ・キャリア相談対応テキスト 講座実施と一体的に活用	2026 年 12 月 ～ 2027 年 3 月	事務所	講座受講 者全員	0 円
⑤その他当該法人の目的を達成するために必要な事業	定款第 5 条第 1 項①～④には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第 3 条及び第 4 条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. その他の事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
①企業・団体等を対象とした研修、講演、コンサルティング等の事業	企業・団体向け研修・講演・コンサルティング事業（設立認証取得後に営業開始） 提供メニュー例： ・現場の管理会計 ・経営数字の読み方 ・現場の原価意識の高	設 立 認 証 後 ～ 2027 年 3 月 開 催 回 数 目 標 2 件	企業・団体 指定会場 またはオ ンライン	100 名	200 （1 件 10 万円 × 2 件）

	め方 ・金融側から見た企業の強みと弱み ・ビジネス英会話・接客英語 ・キャリア形成・人材育成研修 ・救命講習・日常の薬の基礎知識 等 既存ネットワークを活用し営業予定				
	神戸市アーバンイノベーション神戸への応募テーマ:経済的困難層へのビジネススキル教育による就労自立支援	公募スケジュールに準じて申請	神戸市内およびオンライン	採択された場合のみ計上	採択された場合のみ計上
	国・地方公共団体・財団等の補助金・助成金・公募型委託事業への随時応募	随時	各公募要領に準ずる	未定	未定

4. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 2027 年 6 月
- ②理事会 随時 (年 3 回以上)

(2) 事務局体制

理事長：中田 彩 事務局：設立後に整備

2027 年度事業計画書

特定非営利活動法人 Restart Business Academy

1. 基本方針

本年度は、設立初年度（2026 年度）に構築した既存 NPO・地域支援機関との連携基盤をさらに強化・拡充する。初年度の実質稼働期間は 4 か月未満となる見込みであるため、本年度の支援対象者への講座提供数を前年度比成長率 150%～300%、企業研修実績については初のフル年度として年間 5 件を目標とする。社会的・経済的に不遇な状況にある若者、シングルマザー、アスリート等に対するビジネススキル教育の質・量を向上させるとともに、企業研修事業の営業活動を本格化させる。また、本法人は主として兵庫県内を活動拠点とし、オンラインにより全国対応を行う。

補助金・助成金・公募型委託事業への応募を継続し、財源の多様化と安定した運営基盤の確立を図る。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
①簿記・会計、ICT、ビジネス英会話等のビジネススキルに関する講座・セミナー・研修の開催	他 NPO 法人（認定 NPO 法人若者メンタルサポート協会など）との連携による、支援対象者へのビジネススキル講座（簿記・会計、初級 PC、AI 利用、接客英語、日常の薬学、万が一の救命など各種）の提供及びキャリア相談 ●1 回あたりの時間（例：90 分×全 5 回※講座内容により変動） ●形式（講義＋演習＋個別相談） ●成果（就労意欲向上・スキル習得）	2027 年 4 月～2028 年 3 月 開催回数 10 回（最大 15 回）	兵庫県（オンライン全国対応）	経済的・環境的困難を抱える若者（約 150 名）	0 円
②就労支援プログラム及びキャリア相談・メンタリングの実施	地元 NPO 法人（認定 NPO 法人宝塚 NPO センターなど）との連携による、支援対象者へのビジネススキル講座（講座内容・形式は上記と同様）の提供及びキャリア相談	2027 年 4 月～2028 年 3 月 開催回数 10 回（最大 15 回）	兵庫県（オンライン全国対応）	経済的自立を望むシングルマザー（約 50 名）	0 円

③元アスリートや子育て世代、不遇な環境にある若者等のキャリア形成支援	大学・スポーツ団体との連携による、支援対象者へのビジネススキル講座（講座内容・形式は上記と同様）の提供及びキャリア相談	2027 年 4 月 ～ 2028 年 3 月 開催回数 10 回(最大 15 回)	兵庫県(オンライン全国対応)	経済的自立を望むアスリート（約 40 名）	0 円
④教育プログラム及び教材の開発並びに提供	支援対象者向けテキスト開発 ・簿記・会計講座のテキスト ・接客英語テキスト ・PC 入門テキスト ・キャリア相談対応テキスト 講座実施と一体的に活用	2027 年 4 月 ～ 2028 年 3 月	事務所	講座受講者全員	0 円
⑤その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第 5 条第 1 項①～④には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第 3 条及び第 4 条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. その他の事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
①企業・団体等を対象とした研修、講演、コンサルティング等の事業	企業・団体向け研修・講演・コンサルティング事業（前年度の実績を踏まえ、既存ネットワークを活用し営業を本格化） 提供メニュー例： ・現場の管理会計 ・経営数字の読み方 ・現場の原価意識の高め方 ・金融側から見た企業の強みと弱み ・ビジネス英会話・接客 ・キャリア形成・人材育成研修	2027 年 4 月 ～ 2028 年 3 月 開催回数 5 回	企業・団体指定会場またはオンライン	100 名	500 （1 件 10 万円 × 5 件）

	・救命講習・日常の薬の基礎知識 等				
	神戸市アーバンイノベーション神戸への応募（継続） テーマ：経済的困難層へのビジネススキル教育による就労自立支援	公募スケジュールに準じて申請	神戸市内およびオンライン	採択された場合のみ計上	採択された場合のみ計上
	各種補助金・助成金への応募（複数応募・採択見込み） ・赤い羽根共同募金（兵庫県） ・神戸市市民活動支援補助金 ・独立行政法人福祉医療機構（WAM）助成 ・その他公募型委託事業	随時（各公募スケジュールに準拠）	各公募要領に準ずる	各公募要領に準ずる	2,500（複数応募により見込む）

4. 事業実施体制

（1）会議に関する事項

- ①通常総会 2028 年 6 月
- ②理事会 随時（年 3 回以上）

（2）事務局体制

理事長：中田 彩 事務局：前年度整備体制を継続・強化

2026年度活動予算書
(設立の日から2027年3月31日まで)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4. 事業収益			
(1) 企業・団体等を対象とした研修、講演、コンサルティング等の事業		200,000	200,000
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収入	0		0
経常収益計	0	200,000	200,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
講師謝金	180,000	160,000	340,000
消耗品費	3,000	0	3,000
印刷費	10,000	0	10,000
通信費	5,000	0	5,000
保険料	0	0	0
会場費	0	0	0
会議費	2,000	0	2,000
その他経費計	200,000	160,000	360,000
事業費計	200,000	160,000	360,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給与手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
消耗品費	3,000	0	3,000
印刷費	5,000	0	5,000
通信費	3,000	0	3,000
旅費交通費	5,000	0	5,000
光熱水費	0	0	0
保険料	0	0	0
会議費	3,000	0	3,000
租税公課	0	0	0
その他経費計	19,000	0	19,000
管理費計	19,000	0	19,000
経常費用計	219,000	160,000	379,000
当期経常増減額	▲ 219,000	40,000	▲ 179,000
経理区分振替額	40,000	▲ 40,000	0
当期正味財産増減額	▲ 179,000	0	▲ 179,000
前期繰越正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	▲ 179,000	0	▲ 179,000

特定非営利活動法人Restart Business Academy

2027年度活動予算書

(2027年4月1日から2028年3月31日まで)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	2,500,000	2,500,000
4. 事業収益			
(1) 企業・団体等を対象とした研修、講演、コンサルティング等の事業		500,000	500,000
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収入	0		0
経常収益計	0	3,000,000	3,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
講師謝金	1,800,000	400,000	2,200,000
消耗品費	30,000	0	30,000
印刷費	150,000	0	150,000
通信費	50,000	0	50,000
保険料	0	0	0
会場費	100,000	0	100,000
会議費	20,000	0	20,000
その他経費計	2,150,000	400,000	2,550,000
事業費計	2,150,000	400,000	2,550,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	100,000	0	100,000
給与手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
人件費計	100,000	0	100,000
(2) その他経費			
消耗品費	3,000	3,000	6,000
印刷費	5,000	5,000	10,000
通信費	3,000	0	3,000
旅費交通費	5,000	10,000	15,000
光熱水費	0	0	0
保険料	0	0	0
会議費	3,000	0	3,000
租税公課	0	0	0
その他経費計	19,000	18,000	37,000
管理費計	119,000	18,000	137,000
経常費用計	2,269,000	418,000	2,687,000
当期経常増減額	▲ 2,269,000	2,582,000	313,000
経理区分振替額	2,582,000	▲ 2,582,000	0
当期正味財産増減額	313,000	0	313,000
前期繰越正味財産額	▲ 179,000	0	▲ 179,000
次期繰越正味財産額	134,000	0	134,000